

令和 6 年度農林水産省 E B P M 取組方針

E B P M (Evidence-Based Policy Making) とは、エビデンス（根拠）に基づく政策立案であり、食料・農業・農村基本計画（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）のほか、骨太の方針等においても推進する旨が明記されている。

E B P M において、政策目的と政策効果の発現経路（以下「ロジック」という。）の整理・明確化は極めて重要である。政策目的が不明確である、又はロジックに矛盾や飛躍がある政策は、政策目的を実現する効果的かつ効率的な政策手段の選択のみならず、適切なエビデンスの設計・収集・分析も難しくなる。このことを念頭に、政策課題とその現状に対し、政策手段から政策目的までの経路を「見える化」、つまり「政策の基本的な枠組み」の明確化を図ることが E B P M の実践的取組の第一歩である。さらに、政策の効果を測定するために必要なデータの取得方法など、政策の効果を適切に評価できる評価設計の仕組みをあらかじめ検討しておくことが、エビデンスの創出及び今後の政策の改善を図る上で重要である。

これらを踏まえ、政策の立案能力や説明能力を高めていくためにも、当省における E B P M の取組を一層推進することとする。

1. 具体的取組

（１）行政事業レビューにおける E B P M の取組

各部局庁は、行政事業レビューシートにおいて、事業の現状把握・課題設定を適切に行い、アクティビティからアウトカム（短期・中期・長期）等に至るまでのロジックについて、矛盾や飛躍がないように引き続き整理・明確化を図る。

ロジックの整理・明確化の意義は、政策課題とその現状に対し、事業に込めた担当者の意図を端的に表現することで、政策形成・ブラッシュアップや対外的なコミュニケーションのみならず、モニタリング・効果検証に向けて適切な成果指標の設定が可能となることである。特に新規事業や見直しを行う事業の検討において、行政事業レビューシートのほか、ロジックを図示した「ロジックモデル」も積極的に活用し、考え得る複数のアクティビティを同時に見比べながら、短期、中期、長期の 3 分類にとらわれることなく、時系列に沿って段階的に複数のアウトカムを書き出すなど、アイデアベースの政策議論を通じた事業のブラッシュアップを図ることが重要である。

広報評価課は、調査委託費等も活用し、事業の改善に資するロジックの整理・明確化や 2.（４）で後述するデータの収集・集約・集計に関する支援を行う。

（２）予算編成過程への活用

予算課及び各部局庁は、省内外の予算編成過程において、（１）で作成した行政事業レビューシートを積極的に活用する。

（３）農林水産省 E B P M アドバイザリー会議の実施

農林水産省内における適切なアウトカムの設定やデータ分析の手法など、E B P M の推進に係る課題に関する検討や解決を目的として、農林水産省 E B P M アドバイザリー会議

（政策立案総括審議官・内閣官房行政改革推進本部事務局の参考人合同ヒアリングからの改組）を実施する。本会議での議論を踏まえ、関係部局庁や広報評価課はEBPMの推進に向けて、今後の取組に反映させる。

（４）効果分析

広報評価課は、農林水産省における事業に対して、効果分析における効率的な実施に向けた事前設計から実施までに必要となる知見の蓄積・共有を行う。

各部局庁は、前述の知見や事業の多様性を踏まえつつ、事業の効果を測定するために必要なデータの取得方法や分析手法についてあらかじめ検討（効果分析の事前設計）するなど、効果分析を見据えた事業設計の検討を行う。特に、新規要求事業については、2.（４）も踏まえ、事業設計と同時に事業の効果を適切に評価できる評価設計の仕組みをあらかじめ準備するなど、十分な検討を行う。

その上で、広報評価課及び各部局庁は、調査委託費等も活用し、統計的な手法等を用いて効果分析を実施する。

効果分析の事前設計や実施に当たって、統計部、デジタル戦略グループ及び農林水産政策研究所は、適切な統計データ及びデジタルツールの利活用、効果分析の手法等について、必要に応じて助言を行う。

2. データの整備・改善

- （１）EBPMの推進に必要なデータの整備に向け、各部局庁は、デジタル戦略グループが農林水産省ホームページで公開している行政保有データの棚卸リストへのデータの追加、紙媒体から電子データへの移行等を進める。
- （２）農林水産省共通申請サービス（eMAFF）、メール、個別専用オンラインシステム、GSS アプリを活用した申請フォームなどによる行政手続のオンライン化に関して、データ分析に容易に活用できる形式での申請項目入力画面の作成や、RPA やマクロ機能、AI-OCR などを通じたデータ処理が可能となるよう法定様式（添付ファイル）の見直しを進める必要がある。このため、デジタル戦略グループは、各部局庁の前記の取組を技術面から支援指導するとともに、オンライン申請で蓄積される各種データについて、政策担当者等が自ら効果検証等の分析に活用できるよう、データベース化などを推進するなど、各部局庁におけるEBPMの推進に関してデジタル面の相談を受け付ける体制を整備する。
- （３）統計部は、各部局庁における行政事業レビューにおけるEBPMの取組において、統計データの活用可能性について助言を行う。また、多様な統計データの整備（新たなアンケート調査の実施を含む）・改善を行うとともに、省内の政策課題の検討に資する統計等データの作成、分析、提供を行うことで、データ等に基づく政策立案の支援を行う。さらに、「統計データの利活用サポート窓口」を通じて、職員に対して、統計データの所在案内、統計データの組替集計の受付・提供、統計調査の調査票情報の提供、統計調査の設計支援等を行う。
- （４）各部局庁は、特に事業の効果の把握・分析を強化するために、アウトカムやその他分

析に必要となるデータをあらかじめ特定した上で、効率的にデータの収集・集約・集計が可能となるよう、事業の実施要領等の規定や事業実施主体等に対する報告様式等の整備について検討する。

3. 人材育成、知見の蓄積・活用

(1) EBPМに関する研修

広報評価課は、秘書課等の協力の下、政策立案の中心的な実務を担う課長補佐や係長のみならず新規採用者等を含む職員各層のEBPMへの意識啓発や基本的・実践的知識の向上に資するよう、EBPMに関する研修を実施する。

(2) EBPМに資するその他の研修

デジタル戦略グループ及び統計部は、データ分析の環境を整備し、デジタルツールの活用を進めるため、ツール活用の技術習得のための研修や、データサイエンティスト研修を実施する。また、総務省主催の統計データに関する研修等の周知など、職員のデータリテラシーを向上させる研修の受講を促すとともに、関係部局庁と協力しつつ、実践的な人材活用の支援を実施する。

(3) EBPМの推進に向けた優良事業改善事例の創出

各部局庁は、EBPMの推進に向けて、課題を自ら把握し、課題の解決を行った上で、優良事業改善事例の創出・推薦を行う。各部局庁の推薦を受け、農林水産省行政事業レビュー推進チームは優良事業改善事例の選定・表彰を行う。

4. 統計等データの提供要請等に対する対応

(1) 広報評価課は、「データに関する総合窓口」に寄せられた要請のうち、統計的な利活用を目的とする要請について、データ保管・管理部局に回答の作成を依頼する。

(2) 統計部は、統計法に基づく調査票情報の提供要請、オーダーメイド集計の要請に適切に対応するとともに、対応状況について、広報評価課に情報提供する。

5. 研究機関等との連携

EBPMの取組の推進に当たって、広報評価課及び各部局庁は必要に応じて、農林水産政策研究所等の研究機関及び内閣官房行政改革推進本部事務局のEBPM補佐官と連携する。

農林水産政策研究所は、EBPMの取組において、エビデンスの収集や効果分析の実施方法等について技術的な観点から助言を行う。また、各部局庁が自主的に行うことのできない専門的な知見を要する効果分析について、分析の実施可能性や分析方針等の検討を行い、可能なものについては分析を行う。さらに、効果検証に必要な高度な分析手法について、農業分野に応用した研究事例を整理する。